

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

埼玉県お土産プロジェクト業務委託 仕様書（案）

1 業務名

埼玉県お土産プロジェクト業務

2 業務目的

「あの人に贈りたい埼玉県のお土産」をテーマに、埼玉県のお土産に関する投票を軸とした一般参加型プロモーションを展開することで、本県に関する興味関心と訪問意欲を高め、物産と観光の両輪による観光消費額拡大を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までの期間とする。

4 委託事業の内容

テーマ：「あの人に贈りたい埼玉県のお土産（常温保存可能なもの）」をWEBやSNS、リアルイベント等を通じて一般消費者から募集・投票を行い、埼玉県ならではのお土産を選定し、今後、積極的なプロモーションへと展開させること。

- ・WEB/SNS等を活用した一般消費者からの口コミ募集
- ・一般消費者からの口コミを基に上記テーマに沿ったお土産5品を選定
- ・選定したお土産5品をWEB/SNS、リアルイベントにて投票
- ・投票結果を基にランキング、シチュエーション等切り口を変えたプロモーション展開

（1）埼玉県お土産プロジェクトに関する特設サイト等の制作・運営

埼玉県お土産プロジェクトに関する特設サイトを以下のとおり制作・運営すること。各項目の公開時期については、事業効果を高める上で適切な時期を設定すること。

ア テーマ：「あの人に贈りたい埼玉県のお土産」に合ったお土産（常温保存可能なもの）について一般消費者からの口コミを募集するため、WEBやSNSを活用した応募機能を構築すること。

イ 一般消費者から届いた口コミを基に有力な5品（以下「選定商品」という）を選定するため、定性的・定量的なデータを集計・分析できる機能を構築すること。選定方法については、第三者視点で評価・選定できる方法を取り入れること。なお、詳細な選定方法については協会と協議の上、決定することとする。

ウ 選定商品に対してランキング、シチュエーション別など様々な切り口でプロモーションを展開させていくため、アンケート等を用いた一般投票機能を構築すること。

エ 一般投票結果の公開を含め、選定商品に対して購買意欲が高められるPRページを制作すること。

オ 特設サイトについては、以下の点を留意の上、制作すること。

(ア) 特設サイトで掲載する選定商品の画像等の素材については、受託者において新規に取材撮影を行うこと。取材撮影にあたり、交渉・許可・申請等の調整は受託者にて行うこと。

(イ) 特設サイトのデザイン・内容については協会と協議の上、決定すること。

(ウ) スマートフォンやタブレット等のモバイル端末に適した、使いやすく、かつ見やすいデザインを基本とし（モバイルファースト）、そのうえで、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。

(エ) 特設サイト公開用のバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。

(オ) 特設サイトについて、サーバやドメイン取得に必要な対応を行うこと。

(カ) 上記（１）エで制作したページは協会が用意するサーバ（「ちょこたび埼玉」（<https://chocotabi-saitama.jp/>））にアップロードできるように静的コーディングを行い、協会に納品すること。

（２）埼玉県お土産プロジェクトに関するイベントPR

埼玉県お土産プロジェクトに関する特設サイトでの取組を周知するため、以下のイベントに出展し、PRを行うこと。

・ ツーリズムEXPOジャパン2024（東京ビックサイト）

出展規模は2小間（※1小間＝3m×3m＝9㎡）

・ コープみらいフェスタ（さいたまスーパーアリーナ）

出店規模は3小間（※1小間＝3m×3m＝9㎡）

ア 試飲試食を含めた選定商品の紹介（地域情報、観光情報）から投票まで行えるブースを企画、制作、設営、撤去を含めた一切の業務を行うこと。なお、イベント期間中の運営については協会職員で行うが、緊急時に対応できるような体制を整えること。

イ ブースはお土産、ギフトを連想させるデザインとし、集客・滞在時間を高め、投票などのアクションに繋げる内容とすること。

ウ 出展料については協会が支払を行うが、出展料の支払い以後に発生する設営等に係る諸費用については、受託者負担とする。

エ 出展にあたり、イベント主催者の定める規約やマニュアルを参照し、遵守するとともに、協会を含め関係機関との連絡調整、必要な申請、届出を行うこと。

オ イベント実施に必要な投票備品、展示パネル、ポスター、チラシ、展示・試食試飲用の選定商品、資材、設備、輸送、移動等に係る経費は受託者負担とすること。

カ イベント終了後、実施内容、参加人数等の実績をまとめ、受託者に報告すること。

キ ツーリズムEXPOジャパン2024、コープみらいフェスタへの出展以外で、協会が以下のイベントに出展し、PRする予定であるため、展示パネル、ポスター、チラシ、資材等については、イベントを跨いで活用できるように工夫をすること。

- ・大宮駅催事（11月）長机（幅0.6m×長さ1.8m）2台程度
- ・県庁オープンデー（11月）1.5間×2間（2.7m×3.6m）

（3）その他本事業に関するプロモーションの実施

- ア 多くの県民にお土産発掘プロジェクトに参加いただくための効果的なプロモーション方法を提案すること。
- イ 本事業全体を通して一般の興味関心を維持できるように工夫をすること。必要に応じてキャンペーンなどを実施すること。キャンペーンを実施する際には、提案の上、協会の承諾の元実施すること。キャンペーンの実施に掛かる費用は委託料に含まれる。
- ウ 食レポやSNS等によるPRを行う著名人やインフルエンサー等を起用すること。なお、起用する著名人等は委託者が提案の上、協会と協議の上決定し、商品の選定から結果発表まで一貫して関与しつつ、お土産発掘プロジェクトの様子を随時PRすることを想定している。

（4）その他

- ア 当事業実施にあたり発生する費用（著名人やインフルエンサー等出演料、謝礼、交通費、郵送費等）は受託者負担とする。
- イ 当該事業で制作した特設サイトについて、別途協会事業にてWEB広告配信は実施するが、選挙実施結果が掲載された段階でWEB広告配信を実施する予定である。については、商品の応募や選定商品についての選挙の際に広告が必要となる場合、広告費用は当該業務の費用に含めること。
- ウ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。

（5）KPIの設定

特設サイトについて、ユーザー数、PV数、直帰率について目標値を定め、達成に向けた的な手法を提案すること。また下記項目について目標値設定すること。

- ・応募数
- ・投票数（Web、リアルイベントごとに提示）

※リアルイベント参考

ツーリズム EXPO ジャパン 2023（大阪開催） 全体来場者数 148,062人

コープみらいフェスタ（さいたまスーパーアリーナ）2023 来場者数 約10,000人

5 報告

（1）報告

当事業の進捗状況について、協会に適宜報告すること。なお、必要に応じ、受託者主催の上、進捗状況の報告等に関する会議を実施することができる。

（2）提出物

ア 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

(ア) 項目

- ・特設サイトの制作結果
- ・プロモーション実施内容、効果、考察等
- ・制作展示物の内容

(イ) 提出期限

令和7年3月31日（金）

(ウ) 提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

(エ) 提出方法

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記報告書を記録した電子データ

イ 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体（USB 等）で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

(ア) 特設サイトのサイト設計書

(イ) サイト内のコンテンツを構成するファイル一式（HTML、スクリプト、画像等）

(ウ) 本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）

(エ) ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ（aiデータ等）

(オ) 事業実施報告書

6 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

- (1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、受託者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて発注者に帰属するものとする。埼玉県の観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする（広告を除く）。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を発注者が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は発注者に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。
- (10) 魅力を高める施策として自由提案があれば記載すること。
- (11) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (12) 協会が行う他事業においてWeb・SNS・情報誌業務との連携の必要が生じた場合、別途見積にて相談する場合がある。
- (13) 委託事業実施にあたり不測の事態が発生した場合は、速やかに協会に報告し、対策を相談の上、迅速に事態の收拾にあたらなければならない。